

さかい男女共同参画プラン (第2次)

平成23年度～27年度



平成23年3月

境 町

はじめに



社会経済環境が大きく変化している中、将来にわたって豊で安心できる社会を築くには、これまでの固定化した男女の役割にとらわれず、社会のあらゆる分野において男女が対等なパートナーとして参画する機会が確保され、責任も利益も共有する男女平等社会の実現は、欠くことのできない要件となっています。

このため、境町では、平成16年3月に「さかい男女共同参画プラン」を策定し、町民の方が、性別にかかわらず個人として尊重され、また、対等な構成員として、ともに責任を負いながら、あらゆる活動に参画できる「男女共同参画社会」を実現するための様々な施策を推進してまいりました。

一方では、少子高齢化が進展する社会情勢にあって、境町も例外ではなく、また、個人の価値観の変化や生活様式の多様化、地域活動における地域連帯の希薄化などの問題が顕在化しております。

このような環境を踏まえ、「男女が共に生き生きと暮らせる社会づくり」ができるよう、当初プラン策定後の社会情勢の変化や、これまで実施してきた施策を踏まえ、より実効性を高めていくためプランの見直しを行い、2016年度までに取り組むべき方向を明らかにした「第2次 さかい男女共同参画プラン」を、2011年3月に策定いたしました。

男女共同参画社会の実現に向けて「町民と行政が協働」し、推進を図って参りたいと考えております。

最後に、このプランの策定にあたり、貴重なご意見を賜りました町民各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成23年3月

境町長 **野村 康雄**

目次

第1章 プラン策定にあたって.....	3
1 プラン改定の趣旨.....	3
2 計画の性格.....	3
3 計画の期間.....	4
第2章 計画策定の背景.....	7
1 国際的な動き.....	7
2 国の動き.....	7
3 茨城県の動き.....	8
4 境町の動き.....	9
第3章 計画の基本理念.....	13
1 基本理念.....	13
2 基本目標.....	14
3 計画の体系図.....	15
第4章 計画の内容.....	19
基本目標1 男女共同参画への意識づくり.....	19
施策の方針1 男女共同参画の推進.....	19
施策の方針2 人権を尊重する意識づくり.....	20
基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の推進.....	23
施策の方針1 政策・方針決定過程への女性の積極的な登用.....	23
施策の方針2 地域・国際社会への男女共同参画の推進.....	24
基本目標3 健康で生き生きと働くことのできる社会づくり.....	26
施策の方針1 健康づくりへの支援.....	26
施策の方針2 男女がともに働きやすい環境づくり.....	27
基本目標4 安心して暮らせる環境づくり.....	29
施策の方針1 男女で取り組む子育て環境づくり.....	29
施策の方針2 誰もが安心して暮らせる環境の整備.....	30

基本目標5	男女共同参画の推進体制づくり	32
施策の方針1	男女共同参画の総合的推進	32
	評価指標	33
第5章	実施計画	39
基本目標1	男女共同参画への意識づくり	39
基本目標2	あらゆる分野への男女共同参画の推進	40
基本目標3	健康で生き生きと働くことのできる社会づくり	41
基本目標4	安心して暮らせる環境づくり	42
基本目標5	男女共同参画の推進体制づくり	43
参考資料		47
1	さかい男女共同参画プラン策定委員会設置要綱	47
2	さかい男女共同参画プラン策定委員会委員名簿	49
3	男女共同参画年表	50
4	男女共同参画社会基本法	53
5	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (略称：女子差別撤廃条約)	60
6	茨城県男女共同参画推進条例	71

第1章

プラン策定にあたって

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン改定の趣旨

本町は、男女が社会の対等な構成員として、互いに認め合いながら責任を分かち合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮し参画する社会の実現に向けたあらゆる施策の指針として、平成15年度に「さかい男女共同参画プラン」を策定しました。このプランのもとに、男女がともに生き生きと暮らせる社会づくりに取り組んできました。

しかしながら、近年の少子高齢化や情報化の急速な進展、価値観やライフスタイルの多様化等の社会情勢の変化が起こっているなか、性別を基にした役割に対する固定的な意識や慣習、配偶者等への暴力やセクシュアル・ハラスメントといった問題が依然として残っています。さらに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）^{*}や男性に向けた男女共同参画等の、新たな課題もみられます。

このように、今なお積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等により生じた新たな課題への取り組みが必要です。これらの課題に対応するため、プランを改定します。

2 計画の性格

- 平成15年度から平成22年度まで取り組んだ「さかい男女共同参画プラン」を継承し、かつ新たな課題に対応するための第2次の行動計画です。
- 「第4次境町総合計画後期基本計画第4章第3節 男女がともに生き生きと暮らせる社会づくり」の中に位置づけをし、総合的な施策の推進を図っていきます。
- 男女共同参画社会基本法第9条ならびに第14条に規定する市町村における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画に相当するものです。
- 日本国憲法に定める人権や男女平等の考え方、「男女共同参画基本法」、国の「第3次男女共同参画基本計画」、茨城県の「男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画推進条例」を踏まえ、策定しています。

^{*} ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいいます。

3 計画の期間

計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間です。

年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
さかい 男女共同参画 プラン					